答 申 第 1 3 4 号 平成 22 年 2 月 26 日

神 戸 市 長矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会 会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について ( 答 申 )

平成 21 年 7 月 28 日付神消総庶第 7 5 1 号の 2 により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定された「懲戒免職処分取消請求事件の判決書」についての部分公開決定に対する審査請求についての諮問

#### 1 審査会の結論

処分庁が非公開とした情報のうち、原告の「生年」及び「訴訟代理人名」を公開すべきである。その余の情報について、非公開とした決定は妥当である。

#### 2 審査請求の趣旨

- (1)審査請求人は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、特定された懲戒免職処分取消請求事件の判決書の公開請求を行った。
- (2)消防長(以下「処分庁」という。)は、本件請求に対して、特定事件に係る判決書を特定し、一部非公開とする部分公開決定を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める審査請求を行った。

#### 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張を、平成 21 年 6 月 29 日付の審査請求書、平成 21 年 10 月 8 日付の 意見書及び平成 21 年 10 月 27 日付の補充意見書から要約すれば、概ね以下のとおりであ る。

原処分を取り消し、全部開示を求める。公開請求した公文書においては、日本国憲法 第82条及び民事訴訟法第91条により、部分非開示の処分はあり得ない。

情報公開は全部開示が原則である。例外として一部非開示の処分があることは、承知 しているし、理解している。以上のことを前提に、次のとおり不服申立てを行う。

審査請求人は、公務員の飲酒運転による懲戒免職処分取消請求事件に関心を持ち、それに関する判決書を2通、裁決書を1通入手した。三重県が被告になった津地方裁判所の判決書も、都城市が被告になった宮崎地方裁判所の判決書も全部開示だった。

明石市においては、審査の公開には制限のある公平委員会ですら、裁決書における一部非開示は不服申立人の氏名と委員の押印の部分だけであった。この1県2市の情報公開に比べ、神戸市の対応はいたずらに非開示の部分を多くしている。

審査請求人にとっては、この事件の正確な流れを読み取ることができない。年齢や性別さえも氏名と結びつく限り個人情報にあたると思うが、氏名さえ非開示にすれば、それは個人情報には該当しないと思う。ただ、全部開示を期待するが、原告の「氏名・住所」・「身体に関する情報」の非開示処分だけなら容認できる。

情報公開請求で処分庁から交付された判決書は、予想に反し多くの部分が黒塗りされており、審査請求人としては許せない不当な処分である。地方公共団体の情報公開事務では公開するか否かは、決裁に係わった数人の幹部職員によって判断され、裁量権をも

つ1人の幹部職員によって決定される。審査請求人は裁量権をもつ人を選ぶことができない。したがって、決裁に係わる幹部職員と裁量権をもつ人は、法令を曲げて解釈することのないよう、心してその事務にあたるのが責務だと思う。今回の請求で被告側弁護士は公開されたが、原告側弁護士は非公開と判断された。失礼な言い方をすると、いかにお粗末な事務かを示す最たる処分だと思う。

原告の「生年月日」についての非公開処分は不当である。他の情報と組み合わせても、 審査請求人には原告を特定することができない。その手立てが全くないからだ。公務員 の認識ほど、一般人は暇ではない。

原告の「採用年月日」についての非公開処分も不当である。理由は、前記のとおりである。

原告の「所属及び業務内容・所属上司の補職及び氏名」についての非公開処分は不当である。これらの情報に他の情報を組み合わせても、一般人が原告にたどり着くのは不可能である。どのように行動すれば、原告が特定できるのか、具体的な方法があるのなら教えてほしい。

「訴訟代理人弁護士の氏名」について、信じられないような非公開処分である。弁護士が依頼人の個人情報を口外することは、絶対にない。無駄な処分である。非公開理由説明書で明確な説明がない。合理的な理由説明ができないため、逃げの体勢をとったと判断する。

「第三者の氏名、所属大学」についての非公開処分も不当である。公開により名誉を 傷つけることも権利利益を害することも全くない。原則に反してまでも、非公開処分に しなければならない合理的理由があれば示してほしい。

原告の「身体に関する情報」については、デリケートな記述部分であることを理解する。

訴訟記録に対する公文書公開請求について、条例は地方公共団体ごとに違いがあることは承知しているが、1県2市から交付された判決書、裁決書と比較すると、神戸市のそれは制度を否定するに等しい内容のものだと思う。民事の判決書は法令の規定により何人も閲覧できるとされている情報である。だからこそ、その情報を取得した三重県と都城市は全部公開したのだと思う。条例が異なるから神戸市の処分は、正当と理解し、判断される幹部職員にはまだまだ研修が必要だと思う。

条例の解釈・運用について、原告を気遣うような文言をもって非公開処分の正当性を 主張していると解釈した。大変不快な理由説明である。

以上が審査請求人の意見と反論である。

#### 4 諮問庁の主張

諮問庁の主張を、平成 21 年 9 月 14 日付の非公開理由説明書、平成 21 年 11 月 9 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

特定した公文書は、懲戒免職処分の取消しを求める者が原告となり、神戸市を被告として神戸地方裁判所に提起した訴訟の判決書であり、当事者(被告)として神戸市が神戸地方裁判所から交付された文書である。

(条例第10条第1号アに該当すると判断した理由)

原告の「氏名・住所・生年月日」については、特定の個人が識別される情報であり、 公にしないことが正当であると認められる情報と判断する。

原告の「採用年月日」については、当時の職員録や名簿等の容易に知り得る他の情報と結合することにより、原告本人を特定することが可能と考え、特定の個人が識別され うる情報として、公にしないことが正当であると認められる情報と判断する。

原告の「所属及び業務内容・所属上司の補職及び氏名」、「訴訟代理人弁護士の氏名」については、所属等が判明すると所属職員数等が少数であることから、絞込みが容易となり、当時の職員録や名簿等の容易に知り得る他の情報と結合することにより、原告本人を特定することが可能と考え、特定の個人が識別されうる情報として、公にしないことが正当であると認められる情報と判断する。

「第三者の氏名・所属(大学)」については、当該情報だけで特定の個人が分かるものであり、特定の個人が識別される情報として、公にしないことが正当であると認められる情報と判断する。

(条例第10条第1号本文に該当すると判断した理由)

原告の「身体に関する情報(原告の被った傷害、原告の服用した薬剤名)」の一部については、たとえ親しい知人に知られても不快感や嫌悪感を抱くのが通常と考えられることから、特定個人の身体面に関するセンシティブな情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報と判断する。

(訴訟記録に対する公文書公開請求等について)

特定した公文書は訴訟記録の一部であり、審査請求人は憲法第82条及び民事訴訟法第91条により、部分非開示の処分はあり得ないと主張している。

憲法第82条は、すべての裁判についての公開原則を定め、民事訴訟法第91条は、一定の要件のもとで訴訟記録の閲覧を認めているが、これらは裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものである。

しかし、憲法第 82 条及び民事訴訟法第 91 条と、行政機関が当事者としての立場で取得した文書に対する条例に基づく請求制度では、それぞれ趣旨・目的を異にすることから一様に取り扱うことはできず、憲法第 82 条及び民事訴訟法第 91 条で認められているからといって、あらゆる場面において特定個人の情報が一般に公にされるべきものとは認められない。

条例第 10 条各号において非公開に該当する情報を定めているが、この非公開情報に対する他の法令等による適用除外規定は設けられていない。したがって、行政機関が当事

者の立場として取得した判決文に対する公文書公開請求に対しては、同条例の規定に則 り、訴訟記録である判決文を取り扱う必要がある。

公文書公開請求は、条例に基づき行われるものであり、公文書の公開を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するとともに、プライバシーの侵害が生じることのないよう留意し、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。原告のプライバシーについても、原判決文は原告が自身の懲戒処分取消を求めるものであることから、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させることのないよう配慮した。

以上のとおり、処分庁が原処分において非公開とした情報について、非公開理由に不 合理な点を見出せないことから、原処分を維持することが適当であると考える。

#### 5 審査会の判断

#### (1)本件審査請求について

本件の争点は、特定事件に係る判決書(以下「本件公文書」という。)の一部非公開とする部分公開決定処分である。なお、審査請求人は、処分庁が非公開決定とした情報のうち、原告の「氏名・住所」及び「身体に関する情報」を非公開とした決定に関しては、審査請求人の意見書において正当と認めていることから、この部分において双方に争いはない。

#### (2) 判決書(訴訟記録)の閲覧等について

審査請求人によると、公開請求した判決書は、日本国憲法第82条及び民事訴訟法第91条により、部分非開示の処分はあり得ないと主張している。以下この点について検討する。

憲法第82条は、裁判の公開に関する規定であり、同条第1項において、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と規定している。また、民事訴訟法第91条は訴訟記録の閲覧等に関する規定であり、同条第1項において、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定している。

しかし、訴訟記録の閲覧は、民事訴訟法第 91 条第 2 項において、「公開を禁止した 口頭弁論に係る訴訟記録」は、当事者及び利害関係者に限って閲覧を請求することが でき、同法第 92 条第 1 項において、「訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な 秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行う ことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」場 合等については、閲覧又は謄写の請求は当事者に限定されている。

また、情報公開制度上においては、公開決定された公文書は閲覧・視聴にとどまらず、その写しの交付を受けることができるところ、裁判所での訴訟記録の謄写については、民事訴訟法第 91 条第 3 項において、「当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟

に関する事項の証明書の交付を請求することができる。」と規定していることから、当事者及び利害関係人以外の第三者は、訴訟記録の謄写等を認められてはいない。

以上のことから、民事訴訟法第 91 条第 1 項の規定があるからといって、直ちに情報 公開制度上において公文書の公開が当然に導き出されるものではなく、訴訟記録は条 例第 10 条各号の原則公開の例外規定である非公開事由に照らして、公開・非公開の判 断をすべきものといえる。

#### (3)条例第10条第1号アの該当性について

審査会が見分したところ、本件公文書は、懲戒免職処分を受けた原告が当該処分の 取消しを求めた訴訟に対しての判決書である。処分庁は、原告の「生年月日」及び「採 用年月日」、「勤務当時の所属に関する情報(原告の所属名、業務内容、上司の補職名 及び氏名)」、「訴訟代理人名」、「訴外個人に関する情報(氏名・勤務先)」を条例第 10 条第1号アに該当するとして、非公開としている。

本件公文書は、全体として原告個人の私事に関する情報であるということができることから、基本的に個人識別情報は非公開とすべきであると考える。以下において、 処分庁が非公開とした情報を個別に検討する。

原告の「生年月日」及び「採用年月日」について

諮問庁によると、本件に係る懲戒免職処分が行われた際の公表資料では、被処分者情報として階級・性別・年齢を公表したとしている。また、原告の採用時点における消防職員の採用人数は、少人数であるとしている。

そうすると、被処分者の年齢については既に公表されていることから、原告の生年月日のうち、「年」を公開しても支障がないと認められるが、誕生の「月日」及び「採用年月日」については、公にすることによって当該個人が識別されもしくは識別されうることから、当該個人の権利利益を害すると認められるため、条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

「勤務当時の所属に関する情報 (原告の所属名、業務内容、上司の補職名及び氏名)」 について

諮問庁によると、神戸市では毎年度、職員録が販売されているが、所属課が明らかになると、処分時点の職員録を見ることによって、既に新聞報道等において公表されている情報と結合することにより、当該個人名が明らかになるとしている。審査会が職員録を見分したところ、諮問庁の主張のとおりであり、当該個人の権利利益を害すると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

#### 「訴訟代理人名」について

処分庁は、原告側の訴訟代理人である弁護士の氏名を非公開としている。一般に、 弁護士は弁護士法に基づき秘密保持の義務を負う立場であることから、当該弁護士 の氏名を公にしても、原告名等が明らかになることはない。 したがって、処分庁が「訴訟代理人名」を非公開とした決定は妥当ではなく、公 開すべきである。

### 「訴外個人に関する情報 (氏名・勤務先)」について

処分庁は、当該取消訴訟において、被告からの依頼を受けて、原告の飲酒量とアルコール濃度に関する意見を任意に述べた大学教授の氏名、勤務先情報を非公開としている。本件情報は訴外個人に関する情報であって、公にしないことが正当であると認められることから、条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

## (4)結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

# (参 考)審査の経過

年 月 日	審査会	経過
平成 21 年 7 月 28 日	-	*諮問書を受理
平成 21 年 9 月 14 日	-	* 諮問庁から非公開理由説明書を受理
平成 21 年 10 月 13 日	-	*審査請求人から意見書を受理
平成 21 年 10 月 28 日	-	*審査請求人から補充意見書を受理
平成 21 年 11 月 9 日	第 234 回審査会	*諮問庁の職員から非公開理由等を聴取 *審議
平成 21 年 12 月 7 日	第 235 回審査会	*審議
平成 22 年 1 月 25 日	第 236 回審査会	*審議
平成 22 年 2 月 9 日	第 237 回審査会	*審議